

事務連絡
令和4年1月31日

都道府県
各 民生主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る眼の障害程度認定基準の一部改正に係る正誤表の送付と差し替えについて

令和3年12月24日付け障発1224第2号「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」及び令和3年12月24日付け障発1224第3号「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の診断書について、今般、訂正すべき事項があることから、別紙のとおり正誤表を送付いたします。

なお、「特別児童扶養手当認定診断書（眼の障害用）（様式第1号）」、「障害児福祉手当認定診断書（視覚障害用）（様式第1号）」及び「特別障害者手当認定診断書（視覚障害用）（様式第9号）」については、別添に差し替えますので、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知をお願いします。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
手当係

TEL：03-5253-1111（内線3020）